

熊本市制100周年記念「人づくり基金」事務取扱要領

制定 令和7年3月25日 市長決裁

(目的)

第1条 熊本市制100周年記念「人づくり基金」実施要綱(以下「要綱」という)の運用について、適正かつ円滑な実施を図るため熊本市制100周年記念「人づくり基金」事務取扱要領を定める。

(援助対象)

第2条 要綱第3条第2項第4号に規定する場合は、次のとおりとする。

- (1) 高校卒業後の国内外の大学進学
- (2) 語学研修にかかる費用
- (3) 学術研究など、大学内で研究費として予算化されることが適当であるもの
- (4) 職場研修の一環として行われる研修会参加等
- (5) 外務省が発出する「危険情報」においてレベル3以上とされている国・地域において行われる研修等
- (6) その他、熊本市制100周年記念人づくり基金選定委員会(以下「委員会」という)が援助にふさわしくないと認めるもの

(対象者)

第3条 要綱第4条第1項第2号に規定する援助は、原則熊本県内の研修は対象外とする。

2 要綱第4条第2項に規定する褒賞については、以下のいずれかの項目に該当する者を対象とする。

- (1) 全国大会レベル以上の大会において、最高位の賞を受賞した者。なお、全国大会とは、予選参加者含む総参加者数が100人以上(団体の場合100組)で、過去10年以上継続し、その実績が全国的に認められている全国規模の大会とする。
- (2) その他、褒賞することで本市のイメージアップに貢献するような活躍が期待される人

3 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は褒賞の対象としない。

- (1) 類似する褒賞等を受けている場合
- (2) 学校部活動等により援助を受けた団体が同一又は同種の大会で最高位の賞を受賞し、前回受賞時から当該学校の修業年限を経過していない場合。

(対象経費)

第4条 要綱第5条に規定する援助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 研修費用は、授業料・研修会参加費・個人指導代・文献購入費・道具使用料・材料費・その他研修に直接必要と認められるものとする。
- (2) 海外研修の旅費は、往復の航空運賃(出発する空港から研修先の直近の国際空港までのエコノミークラスの航空運賃)とする。
- (3) 国内研修の旅費は、熊本駅、熊本空港又は桜町バスターミナルを起点とした最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の往復の運賃(市の旅費支給基準に準ずる。)とする。
- (4) その他、委員会が特に必要と認める経費とする。

(褒賞金の額)

第5条 要綱第5条に規定する額は別表のとおりとする。

(申込手続)

第6条 要綱第7条に規定する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 入学・研修の受入を確認できる証明書・通知書等（褒賞の場合は受賞等の証明ができるもの）
- (2) 推薦書
- (3) 住民票抄本、免許証等本人の住所が確認できる公的な書類
- (4) 写真（45mm×35mm程度）
- (5) 渡航費用見積書（海外研修のみ）
- (6) その他必要と認められるもの

2 褒賞については1月から12月までの功績を対象とし翌年3月に褒賞金を交付するものとする。

附 則

この事務取扱要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

世界規模の大会	個人 1名につき15万円 団体 大会出場者1名につき15万円（上限30万円）
アジア規模の大会	個人 1名につき10万円 団体 大会出場者1名につき10万円（上限20万円）
全国規模の大会	個人 1名につき5万円 団体 大会出場者1名につき5万円（上限10万円）